

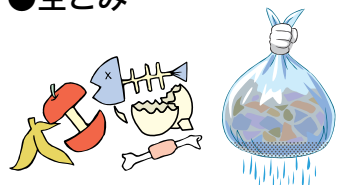
ごみ・資源の分別と出し方

可燃ごみ メタン発酵処理

毎週火・金曜日 (必ず指定袋で出してください)

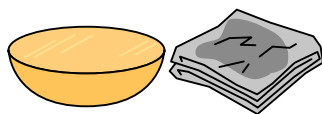
●可燃ごみから紙類を分別し、資源回収(水曜日)に出すようご協力を!

●生ごみ



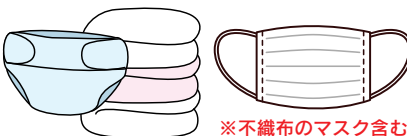
注 水切りをしてから
出してください

●食用油



市販の凝固剤で固めるか、
紙等にしみこませて出して
ください

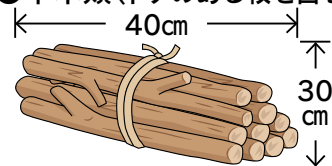
●紙おむつ・生理用品・マスク



汚物は取り除き、臭いが
出ないようにしてください

※不織布のマスク含む

●草木類(トゲのある枝を含む)



長さ40cm以下・直径3cm以内に
乾燥させてから出してください。
※トゲのある枝の場合、「キケン」と
書いて出してください。
※1回に3束程度の排出にご協力ください。

●感熱紙、シール・ふせん紙・ 圧着はがき、複写伝票、写真



●鉛筆・クレヨン

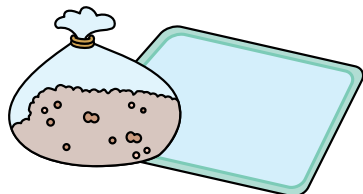


●アルミはく



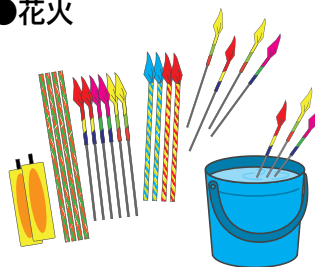
鍋焼きうどん等の容器
ガスレンジに敷いたアルミ

●ペットのトイレ用砂・マット



袋に入れ、砂が出ないように
注意してください

●花火



必ず水をかけること

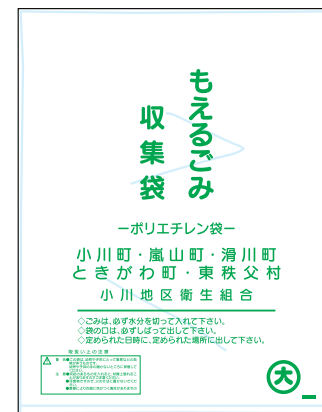
可燃ごみは、「焼却処理」から「メタン発酵処理」へ!

可燃ごみは、微生物の力を使い発酵処理を行っています。
そのため、発酵できない「プラスチック類」・「布類」等
は、可燃ごみに混入させないようご協力をお願いします。

●可燃ごみは指定袋で出してください。

可燃ごみは、小川地区衛生組合と構成4町1村で定められている指定袋(もえるごみ収集袋)に入れて出してください。可燃ごみを指定袋以外の袋で出した場合には収集しませんので、ご注意ください。

可燃ごみの指定袋は大45ℓ、中30ℓ、小15ℓの3種類です。



●ときがわ町内ごみ袋販売店 ※令和8年3月時点

販売店	所在地
ウエルシアときがわ玉川店	玉 川
セブンイレブンときがわ町玉川店	玉 川
コスメティック タナカ	玉 川
コメリハード&グリーンときがわ店	玉 川
金井食品	玉 川
ベイシアマートときがわ店	玉 川
野原営業所	五 明
鹿山油店	番 匠
ドラッグセイムス都幾川店	桃 木
ナカムラストアー都幾川店	馬 場
セブンイレブンときがわ町田中店	田 中
建具会館	西 平

※可燃ごみの中に、発酵できない「プラスチック類」・「衣類」等は、混入させないでください。

資源プラスチック 毎週月曜日

CHECK

きれいに洗って水切りを！

注意点

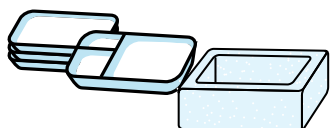
- 食べ残しや汚れが付着したものは、水でゆすぐかふき取るなどして、汚れを落としてください。
- 町推奨の「プラスチック類専用袋」又は透明・半透明な袋に入れて出してください。
- 収集袋の中に他のビニールの小袋（例：コンビニの袋など）にまとめたもの（二重袋）で出さないでください。

詳しくは小川地区衛生組合のホームページをご確認ください。



マークが付いている製品 + 100%プラスチック製品で40cm以下のもの

●食用トレイ・発泡スチロール



※ニオイなどがとれないもの

●ボトル・チューブ等の容器

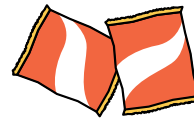


※中身を空にすること

●カップ類



●菓子袋等のビニール袋



●ヨーグルトやプリン等の容器



●食品ラップ



●化粧品容器



※プラスチック製

●ビニールひも



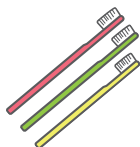
※40cm以下に切断すること

●お弁当の容器



◆新たに追加されたもの（一例）

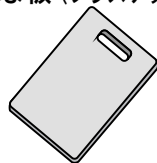
●歯ブラシ



●クレジットカード



●まな板（プラスチック製）

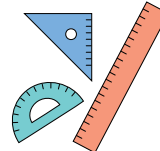


※厚さ5mm以下のもの

●かご



●定規



●植木鉢（プラスチック製）



●ファイルケース



●下敷き



●クリアーホルダー



●おもちゃ



※プラスチックのみでできた製品

！資源プラスチックで出せないもの

- リチウムイオン電池
- リチウムイオン電池と本体が外せない小型家電
加熱式たばこ モバイルバッテリー ハンディファン スマートフォン



有害ごみ

有害ごみ

金属類

金属類

- 金属・ゴム・木など他素材とプラスチックの複合品
ハンガー（複合品） 靴、上履き ぬいぐるみ



廃棄プラスチック



廃棄プラスチック



廃棄プラスチック

※40cm以下のもの

！主な注意点

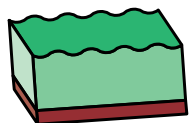
- ◆45ℓ以下の袋で出すこと
- ◆二重袋にしないこと



廃棄プラスチック 第2木曜日

CHECK 直接コンテナかごに出してください。

● スポンジ



● 靴・上履き



● カバン(合成皮革)・荷造り用バンド



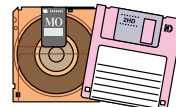
※40cmを超えると「粗大ごみ」

● 雨がっぱ・長靴



※ゴム類

● フロッピーディスク・MO



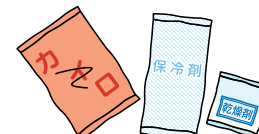
● ホース・ロープ



※40cm以下に切断すること

NEW

● 使い捨てカイロ・保冷剤



● ブルーシート



※40cm以下に切断すること

● マジック・ボールペン



● カセットテープ・ビデオテープ



● クッションの中身



※ウレタン製

● ぬいぐるみ



※40cmを超えると「粗大ごみ」

● ハンガー(複合品)



● ベルト



資源回収 有価プラスチック 水曜日

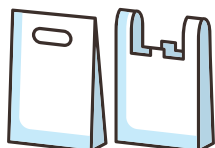
CHECK ごみの資源化と減量化にご協力ください。

注意

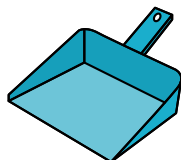
- よく水ですすぎ、汚れやニオイを落としてから出してください。
- ラベル(シール)が付着しているものは、はがしてから出してください。
- 家庭から出たごみに限ります。

※水ですすいでも汚れが落ちないものや、ラベル(シール)が付着しているものは、リサイクル処理ができないため、品目ごとに分別し「資源プラスチック」や「廃棄プラスチック」として出してください。

買い物袋、レジ袋



チリトリ



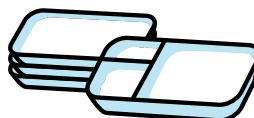
ジョウロ



バケツ



食品トレイ



タッパー



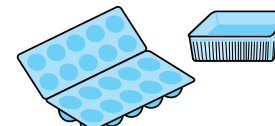
食品パック



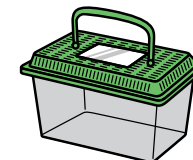
ポリタンク



卵パック、豆腐パック



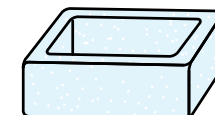
虫かご



CD・DVD



発泡スチロール



※できる限り小さくすること



資源回収

水曜日 (ごみの資源化と減量化にご協力ください)

●アルミ缶 (飲料用)

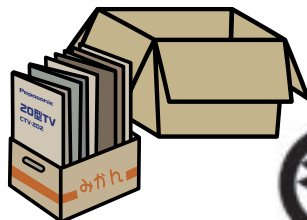


※飲み物が入っていた缶のみ



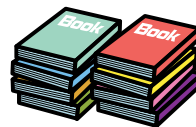
スチール缶や栄養ドリンク(アルミ製)のキャップなどは「金属類」の日に出してください。

●ダンボール



●雑誌・雑がみ・新聞紙

●シュレッダーされた紙くず



※感熱紙 (例: レシート) やシールなどは、「可燃ごみ」の日に出してください。

●衣類・帽子(布製)・手袋(布製)

●バスタオル・フェイスタオル

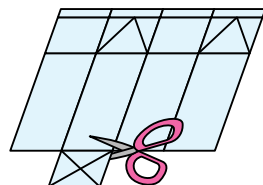
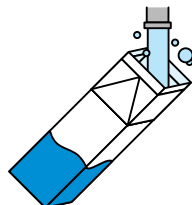


紐で束ねるか、封筒、ダンボールまたはビニール袋 (透明又は半透明) などに入れて出してください。なお、雨の日には資源物が濡れないようにビニール袋に入れるなどの対応にご協力ください。

●紙パック



※内側がアルミコーティングされているものは可燃ごみに出してください。



①中をすすぎます ②はさみで切り開き ③乾かした後、束ねます

☆雑がみ保管袋を活用しよう☆

可燃ごみの中に雑がみが混ざっていませんか?

可燃ごみ: お金を払って処理

雑がみ: お金を貰って処理

※雑がみ保管袋で保管し、出す際は大きい封筒や、紙袋等に入れ替えて出してください。



ペットボトル

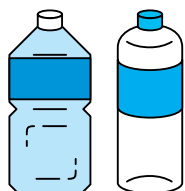
第1・3水曜日

CHECK

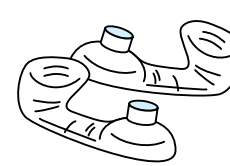
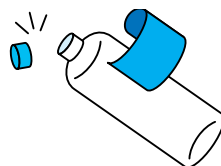


※直接コンテナかごへ出してください。

●ペットボトル ※6月から9月は、毎週の収集を行います。



飲料用



①キャップ・ラベルをはがします

②軽くすすぎます

③つぶします

④直接コンテナかごへ出してください。

「ラベル」は資源プラ、「キャップ」は回収BOX※1へ

※1 ときがわ町社会福祉協議会では、福祉活動に役立てるためペットボトルキャップを回収しています。ご家庭で集めたキャップは、「社会福祉協議会」または「役場庁舎」の回収ボックスへお持ちください。



びん 第1木曜日

- びん(無色・茶色)(飲料・食用のもの)



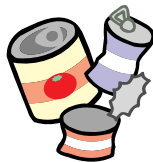
- ・ビールびん
- ・一升びん
- ・コーヒーのびんなど

※『無色びん』と『茶色びん』に分別の
うえ、出してください。

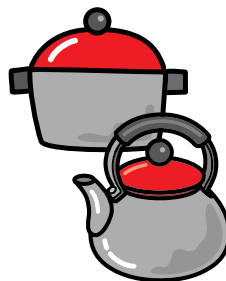
※くもり・色付き・印刷付きのびんは、
「ガラス類」の日に出してください。

金属類 第3木曜日

- スチール缶



- やかん・鍋・バケツ

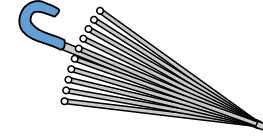


- 電気コード(電線)
- 小型家電



※コードは根元から切断し、束ねてくだ
さい。(40cm以下への切断は不要)

- 傘のほね



※傘の生地(布やビニール)は
取り外してください。

生地が布製のもの→裁断布

生地がビニール製のもの→廃棄プラスチック

- 電気シェーバー・
カミソリの刃



ガラス類 第2木曜日

- 茶碗・コップ



- びん(無色びん・茶色びん以外)
化粧品のびん



- 皿・植木鉢・
花瓶・急須(陶器)



※割れていても
出せます。

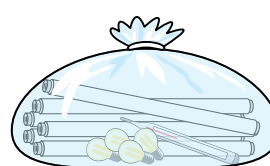
- 耐熱ガラス(灰皿・哺乳瓶・ワンカッ
プなど)・鏡・窓ガラス



※割れたガラス、びんなどの危険なものは透明又は半
透明の袋に入れ「キケン」と書いて出してください。

有害ごみ 第4木曜日

- 電球(LED電球など)
蛍光灯・水銀体温計



- 電池・
モバイルバッテリー

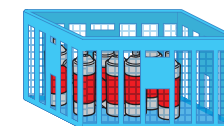


- ライター



※中身は使い切ること

- スプレー缶・カセットボンベ
(コンテナかごへ)



※中身は使い切ること

※スプレー缶以外は透明又は半透明の袋に入れて出してください。

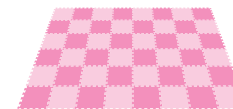
膨張したりリチウムイオン電池などは、発火等の危険があるため、ごみステーションには出さな
いください。小川地区衛生組合へ直接持ち込むか、農林環境課窓口まで持参してください。

裁断布 第4木曜日

CHECK

※40cm以下に切断すること

- 布類(シーツ、カーペット、雑巾、カーテン、不織布、汚れた衣類など)



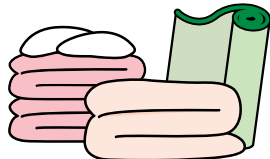
- ストッキング



粗大ごみ（一辺が40cmを超えるもの）

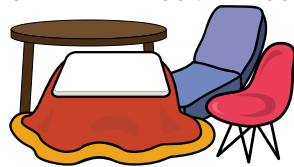
※ごみステーションには出せません ◎出し方は次ページ参照

●布団・毛布・ござ



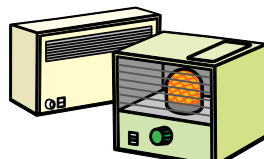
※布団は1回で10枚までです

●机・こたつ・椅子・座椅子



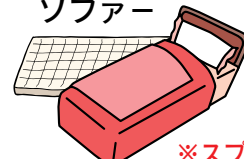
※材質ごとの分解が必要です

●石油ストーブ・ヒーター



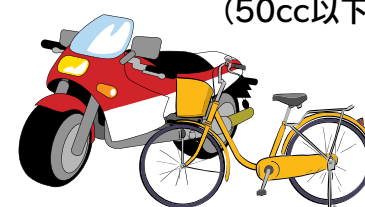
※灯油は必ず抜いて空にしてください

●ベッド・マットレス・ソファ

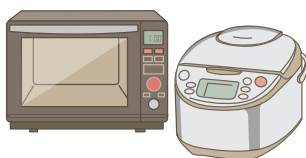


※スプリング等分解が必要です

●自転車・一輪車・三輪車・バイク（50cc以下）

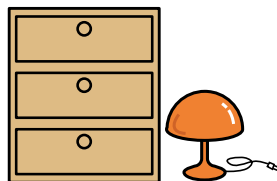


●電子レンジ・炊飯器



※コードを切断してください

●タンス・照明器具等（家具類）



※タンスは金具等分解が必要です

●掃除機・扇風機

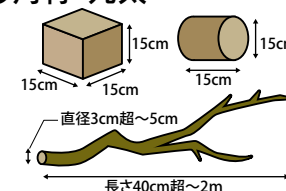


※コードを切断してください

●ゴルフクラブ・スキー板・ストック



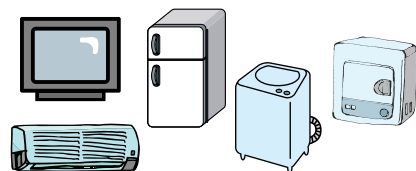
●木の枝（トゲのある枝を含む） ●角材・丸太



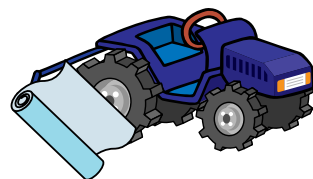
小川地区衛生組合に搬入できないもの（各種販売店・施工業者・町許可業者にご相談ください）

●家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機）

（22ページ参照）



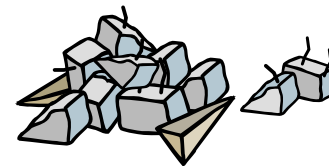
●農機具・農業用ビニール



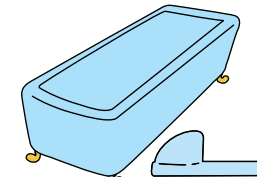
●タイヤ・バッテリー・消火器



●石・がれき・コンクリート

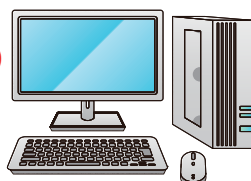


●ポリ浴槽・便器



●パソコン

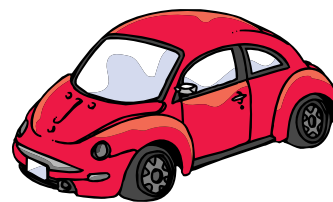
（22ページ参照）



●ガスボンベ・廃油



●自動車用部品・オートバイ



●ピアノ



●農薬・毒物・劇薬



粗大ごみの処理方法

自己搬入・戸別収集のいずれの場合も、**分別・分解**が必要です。搬入できないものもありますので、「ごみ・資源分別一覧表」で確認してください。

①粗大ごみの自己搬入（小川地区衛生組合へ自己搬入）

搬入前に「搬入申込書」を記入し、役場を経由せずに直接小川地区衛生組合に搬入してください。

※ごみの発生場所と搬入者の住所が異なる場合は、その都度、農林環境課（第二庁舎・2階）で手続きが必要です。

その際ごみの発生場所が証明できる書類（例：公共料金の支払明細書など）をご持参ください。また、本人以外の家族が搬入する場合、本人との続柄を確認します。

【小川地区衛生組合受付時間】

- ・午前9時から午前11時30分まで
- ・午後1時から午後4時まで

【搬入申込書配布場所】

- ①農林環境課（第二庁舎・2階）
- ②生き生き活動センター（本庁舎西側）
- ③町ホームページ



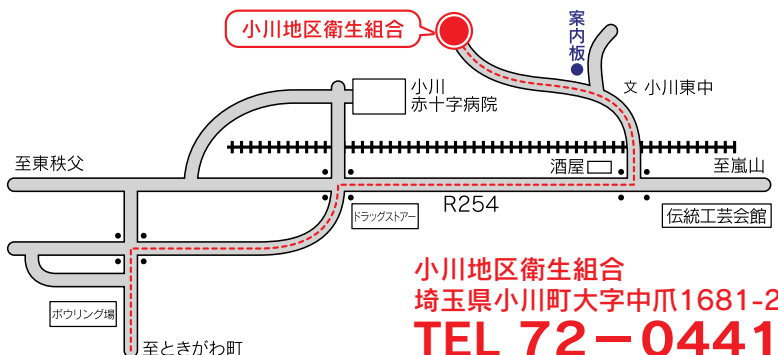
（搬入申込書）

※町又は小川地区衛生組合のホームページからもダウンロードできます。

【注意事項】

- ・搬入される方は本人確認できるもの（免許証、保険証等）が必要です。
- ・搬入申込書は、車1台につき1枚必要です。
- ・搬入申込書は、コピーしても使用できます。
- ・事業活動により生じたごみを搬入する場合はP22「事業系ごみの扱い」をご覧ください。

●案内図



小川地区衛生組合
埼玉県小川町大字中爪1681-2
TEL 72-0441

②粗大ごみの有料戸別収集（毎月1回実施）

事前に**農林環境課（第二庁舎・2階）**又は**生き生き活動センター（本庁舎西側）**で申請すると、委託業者がご自宅まで収集に伺います。

【手続き方法】

- ・電話での受付はできません。
- ・1回の申し込みにつき、5品目まで申請可能です。
- ・申し込みは毎月**第3水曜日**までの受付とし、収集は**第4水曜日**に行います。
- ・有料収集となりますので、申請時に手数料が必要となります。
- ・**有料戸別収集においても、事前に分別・分解が必要です。**

●スプリングマットレスの有料処分について

スプリングマットレスは、小川地区衛生組合への自己搬入や有料戸別収集（毎月1回実施）する際は、事前に分解が必要ですが、ご自身で分解できない場合は有料で、未分解での引取りができます。

【納付券配布先】

- ①農林環境課窓口（第二庁舎・2階）
- ②生き生き活動センター窓口（本庁舎西側）
- ③小川地区衛生組合窓口（事務所内）

【処理手数料】

1枚につき
3,300円（税込）

【お支払い窓口】

埼玉信用金庫
（本・支店）

小川地区衛生組合 一般廃棄物処理手数料 収納済書	小川地区衛生組合 一般廃棄物処理手数料 収納控え	小川地区衛生組合 一般廃棄物処理手数料 領収書	※納付券の再発行及び手数料の返還はできません。
3,300円(税込) 10% 3,300円 対象 (消費税:300円) 登録番号 T50000020118206	3,300円(税込) 10% 3,300円 対象 (消費税:300円) 登録番号 T50000020118206	3,300円(税込) 10% 3,300円 対象 (消費税:300円) 登録番号 T50000020118206 上記証に納付いたしました。	小川地区衛生組合 一般廃棄物処理手数料納付券 (スプリングマットレス) 搬入日 年 月 日 氏名 24-118206- 領収印の無いものは使用 できません。 裏面の注意事項などを必ず ご確認ください。 小川町 尾山町 瀬川町 ときがわ町 栗林父村 領収 日付印 24-118206- 取りますと者保管 24-118206- 払込人保管
領収 日付印 24-118206- 小川地区衛生組合保管	領収 日付印 24-118206- 取りまとも者保管	領収 日付印 24-118206- 払込人保管	

木の枝・葉・刈草などの受入れについて

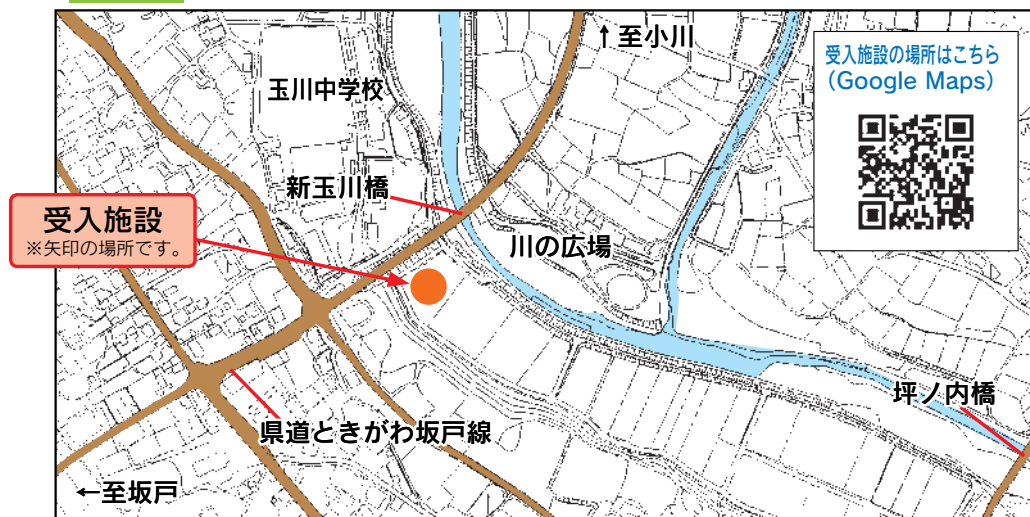
この受入施設は今までごみステーションに出されていた、刈草や枝等の減量を目的としています。

●出し方について

搬入前に「刈草・剪定枝持込申込書」を記入し、**役場を経由せずに直接受入施設に搬入してください。**

- ・受付対象：家庭の庭や、道路清掃など地域の公共の清掃活動で出た木の枝・葉、刈草、竹
- ・受付：毎月第2・第4火曜日
- ・受付時間：午前9時から11時まで
午後1時から3時まで
- ・受付基準：直径5cm、長さ2mまで
※基準を超えるものは受入れできません
- ・配布場所：【刈草・剪定枝持込申請書配布場所】
①農林環境課（第二庁舎・2階）
②生き生き活動センター（本庁舎西側）
③町ホームページ
- ・受付不可：・とげのあるもの（ゆずやバラ、ピラカンサスなど）
・シュロ
・木の根

案内図



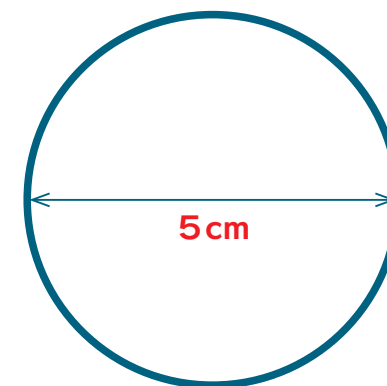
令和8年度受入れ日程表

月	受入れ日
4月	14日・28日
5月	12日・26日
6月	9日・23日
7月	14日・28日
8月	25日
9月	8日
10月	13日・27日
11月	10日・24日
12月	8日・22日
1月	12日・26日
2月	9日
3月	9日・23日

※事業で発生したものは対象外です。



直径5cm目安

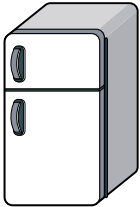
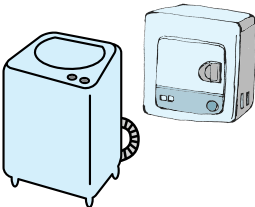


<注意点>

山林や農地に生えた枝・葉・刈草の持込みはできません。

- ・受入れした木の枝はチップ化するため、**必ず木の枝と刈草を分別してから搬入してください。**
- ・草についた土などをよく落としてから搬入してください。

家電4品目の処理について

テレビ	エアコン	冷蔵庫・冷凍庫 (ワインセラー含む)	衣類乾燥機・洗濯機
			

※家電4品目は、法律によりリサイクルが義務付けられており、分解した部品も含め小川地区衛生組合では処分できません。

●家電リサイクル法に該当する品目の処分方法●

【処分方法】

- ①販売店に引き取りを依頼し、処分をしてもらう。
(依頼の際はリサイクル料金が別にかかります)
- ②町の一般廃棄物許可業者(24ページ参照)またはリネットジャパンリサイクル(株)(右記参照)に収集運搬を依頼し回収してもらう。
(依頼の際はリサイクル料金と運搬料金が別にかかります)
- ③郵便局でリサイクル料金を振り込み、家電製品をリサイクル券とともに、指定引取場所に搬入します。確認先は以下の通り。

リサイクル料金確認先

家電リサイクル券センター

☎ 0120-319640

URL: <http://www.rkc.aeha.or.jp/index.html>



在宅医療廃棄物について

●注射器・注射針・点滴パック等

在宅医療廃棄物をごみステーションに出すことは、非常に危険です。
絶対に出さないでください！

※まずは処方された医療機関にご相談ください。医療機関で引き取りできないものについては、農林環境課にご相談ください。

在宅医療廃棄物



リネットジャパンリサイクル(株)による回収

町では、リネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、家電4品目やパソコンなどの回収を行っています。事前に申し込みをすると、希望した日時に収集業者がご自宅を訪問し、関係法令に基づき適切に処理します。

パソコンを処分する場合

1箱分の回収料金が無料です。



【申込み方法】

1 インターネットによる申し込み

<https://www.renet.jp/>

リネットジャパン 検索



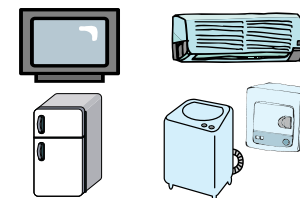
2 専用窓口からの申し込み

TEL: 0570-085-800

メール: call@renet.jp

家電4品目を処分する場合

家電リサイクル法に基づき、回収品目・サイズに応じたりサイクル料金と収集運搬料金が必要です。



【申込み方法】

1 インターネットによる申し込み

<https://www.sg-renet.jp/>



2 専用窓口からの申し込み

TEL: 0570-056-006

(問い合わせ先: SGムービング(株))

事業系ごみの扱い

工場や商店、飲食店などの事業活動により生じたごみは事業所の責任で処理することが法律で定められています。
ごみステーションには出せませんのでご注意ください。

事業系ごみは、町の一般廃棄物許可業者に依頼するか、小川地区衛生組合に登録して、事前予約を行い、自己搬入する方法があります。自己搬入の場合(10kg当り300円)で有料となります。

なお、産業廃棄物は搬入できません。

詳しくは、小川地区衛生組合
(TEL: 72-0441) へご相談ください。



各種補助金

(※予算の範囲内で交付します。各種補助金を希望される方は、事前にご確認のうえ、申請してください。)

●資源回収実施団体奨励金

限度額：1回の回収につき15万円
(年間30万円まで)

対象者：①町に登録した団体であること。
②回収は、年1回以上行うこと。
③地域住民により継続して実施すること。
④古紙類等の回収を業としないこと。

品目	単位	単価
紙類	新聞紙	1 kg 5円
	雑誌	1 kg 5円
	ダンボール	1 kg 5円
布類	1 kg	5円
生ビン	1 本	5円
アルミ缶	1 kg	5円

※事前に「資源回収事業実施団体登録申請書」の提出が必要です。

●生ごみ処理機器購入費補助金

- ・密閉式生ごみ処理容器……容積が10ℓ以上の大きさ
- ・コンポスト容器……容積が100ℓ以上の大きさ
- ・木製コンポストボックス…木材を主材とし、微生物の働きで生ごみなどを分解する容器
- ・電気式生ごみ処理機……処理能力が1日1kg以上

注意点：①補助額は処理器1基につき購入価格の2分の1以内
限度額は、①密閉式生ごみ処理器 3,000円

②コンポスト容器 5,000円

③木製コンポストボックス 10,000円

④電気式生ごみ処理機 20,000円

②同一年度内に申請できるのは1基のみ

③補助対象は新品購入されたもの

④②コンポスト容器、③木製コンポストボックス、④電気式生ごみ処理機は、同一年度内に他の容器と併せて申請することはできません。

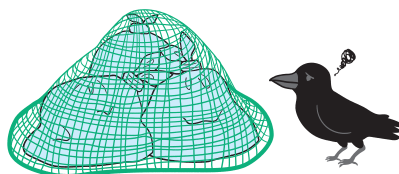
＜申請時に必要なもの＞

- ①印鑑 ②振込口座のわかるもの（通帳等） ③領収書
④仕様のわかるもの（カタログ等）



●カラスネットの貸出

ごみステーションを設置できない場所や、カラスによる被害を受けている、または被害を防止するために、カラスネットを貸し出しています。貸出を希望される地区は、環境推進委員を通じて農林環境課へご連絡ください。



●住宅用太陽光発電システム設置費補助金

クリーンエネルギーの普及を促進し、地球環境への負荷軽減を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置に、補助金を交付します。

補助金：太陽電池容量の値に、20,000円を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)で、6万円が限度額

対象者：自らの居住する住宅及びその住宅に附属する建物に太陽光発電システムを設置される方、又は当該システムの設置された新築の住宅を購入する方



●薪ストーブ設置事業費補助金

脱炭素社会の実現に向け、環境負荷の少ない自然と調和した循環型社会を目指し、併せて町内の豊富な森林資源のエネルギー利用を推進し、町産木材の地産地消を促進するため、補助金を交付します。

注意事項：薪ストーブ設置工事の『着工前』又は薪ストーブ付き住宅の『引き渡し前』に申請してください。また、申請には建築確認済証の写しが必要です。

補助金：薪ストーブの本体購入経費及び設置に要する経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の額は切り捨てる。)以内とし、10万円が限度額

- 対象者：①自ら居住するために町内に薪ストーブ付き住宅を新築する方又は薪ストーブ付き新築住宅を購入する方
②自ら居住する町内の住宅に建築基準法に規定する建築確認を伴う増改築を行い、増改築箇所に薪ストーブを購入し設置する方
③町内に事務所を有する法人又は個人事業者で、町内に薪ストーブ付き事業所を新築する方
④町内に事務所を有する法人又は個人事業者で建築基準法に規定する建築確認を伴う増改築を行い、増改築箇所に薪ストーブを購入し設置する方
⑤薪ストーブを建築基準法その他の関係法令を基に設置できる方
⑥市町村税等を完納している方

●自家用飲料水水質検査補助金

公営水道以外の自家用飲料に供する飲料水について水質検査を行った場合に補助金を交付します。

対象者：町内に住んでいる方

補助金：1検査当り2,000円が限度額（1世帯につき年2回以内）

廃棄物・浄化槽許可業者等

●ときがわ町一般廃棄物収集運搬・浄化槽清掃許可業者 令和8年3月時点

種 類	事 業 所 名	所在地	電 話
一般廃棄物	新埼玉環境センター(株)	嵐山町	62-8121
	(株)滑川環境保全	滑川町	56-4562
	(株)環境サービス	小川町	74-0231
	嵐山運輸(株)	滑川町	53-6793
	(株)埼玉環境ソリューション	ときがわ町	65-5035
三層枳清掃	笹沼商事(株)	坂戸市	049-281-4420
浄化槽清掃	(株)滑川環境保全	滑川町	56-4562
	小川清掃(株)	小川町	72-2119
	(有)クリナス	小川町	73-1477
	(有)ウェイスト	嵐山町	62-2205
し尿汲取	小川清掃(株)	小川町	72-2119

◎事前に、汲取り券を販売所で購入してください。

●ときがわ町内汲取り券販売所

令和8年3月時点

取 扱 店	所在地	電 話
役場本庁舎税務会計課（会計担当）	玉川	65-1521
角丸石油	玉川	65-0108
野原営業所	五明	65-0315
鹿山油店	番匠	65-0058
役場第二庁舎商工観光課	桃木	65-1521
建具会館	西平	67-0049

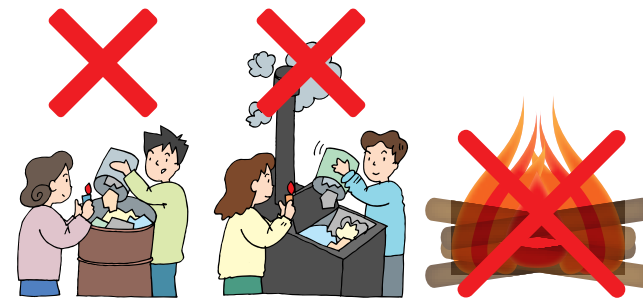
※1タル（36リットル）380円

野外でごみを燃やすことは、禁止されています。

適正な焼却炉を使わない焼却は法律で禁止されています。

ごみの野外焼却（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ならびに「埼玉県生活環境保全条例」で禁止されています。発生した煙や臭いで、洗濯物に煙の臭いがつく、煙が家の中に入ってくるため窓が開けられない等近隣に迷惑をかけることがあります。

例外的に認められる行為もありますが、その場合でも、煙や臭い等による周辺環境への悪影響がないことが前提となります。周辺地域の町民の生活環境に影響があると町が判断した場合には、中止をお願いする場合があります。



【例外的に認められている行為の例】

- 1 基準を満たした焼却炉を使用しての焼却（詳しくは、埼玉県東松山環境管理事務所にお問い合わせください）
- 2 国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却
- 3 災害の予防・応急対策・復旧のために必要な焼却
- 4 風俗習慣上や宗教上の行事のために必要な焼却（例：お焚き上げ等）
- 5 農業や林業等を営むためにやむを得ない焼却
- 6 たき火その他日常生活を営む上で行われる軽微な焼却（例：たき火、焼きいも、キャンプファイヤー等の娯楽を含む行為）



【注意】

例外的に認められている行為をする場合、あらかじめ消防署への届出（火災予防条例に基づく「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為の届出書」）が必要です。近隣への事前周知を十分に行ったうえで、トラブルが生じないようにしてください。

また、例外的に認められている行為や上記届出を出していたとしても、周囲の生活環境に影響がある場合（ご近所からの苦情があった場合等）や火災の危険がある場合は、指導の対象となります。

野外焼却は犯罪です。違反した場合は法律で罰せられます。